

札幌新まちづくり計画市民会議 共生・地域づくり分科会第4回会議

会 議 録

平成16年2月24日(火)午後5時30分開会
さっぽろテレビ塔2階ホール「すずらん」

1 開 会

事務局（企画部長） みなさんこんばんは。定刻でございますので第4回共生・地域づくり分科会を始めさせていただきたいと思います。それでは、会長お願いいたします。杉岡会長 本日、黒田委員は体調を悪くされて欠席ということでご連絡がありました。岩田委員は多少遅れて参加されることになると思います。

事前にお配りしている資料で大体予想されていると思いますが、議論の仕方について最初に説明をしておかないと、なぜこのような資料の構成になっているのかということについてよくわからないままスタートすることになりますので、できれば岩田さんが来てから少し具体的に話をしようと思います。

最初は資料の確認から始めようと思いますが事務局の方からお願いします。

2 議 事

事務局（調整課調整担当係長） それでは資料の確認をさせていただきたいと思います。事前に各委員にお配りしたのが「共生・地域づくり分科会第4回会議」と表紙に書かれた資料でございます。内容としましては、前回各委員からいただいた市の素案に関する意見を整理したもの、それから伊藤副会長からの提出資料「分科会報告案1」、杉岡会長からの提出資料「分科会報告案2」で構成されています。

もう一つ、「分科会のまとめについて（経緯と提案）」という資料を分科会長名で事前にお送りしています。

それから、本日お配りさせていただきましたのが、まず「共生・地域づくり分科会 第4回会議の進行について」ということで、進行の流れを書いた一枚ものでございます。それから、「伊藤委員提出資料（追加分）」と書いた、カラーのグラフが載っている「政令指定都市 人口比高齢者施設数」という資料でございます。続きまして「伊藤委員提出資料（追加分）」ですが、伊藤副会長の方に岩田委員、柴川委員、燕委員から提出された修正意見を3枚閉じたものがございます。もう一点が、A3版横の資料で「文化・人づくり分科会での議論のまとめ」でございます。また、今回の市の素案に対する意見の整理をもう一度確認していただく意味で、前回の分科会で配布させていただいた市の素案を参考に置かせていただいております。資料につきましては以上でございます。

1) 分科会報告のまとめ方の基本的な方向性

杉岡会長 資料の確認が終わったところで、次は今日の進行になります。前回の会議の後、私の方で皆さんに打診した上で、まとめ方についての提案を行い、その後もいろいろなやり取りを経て、最終的には今日のような形で2つの資料をもとに議論をするということになりました。資料の説明や議論の仕方、それからその前にどういうふうを考え

たらいいのかということで、あえて「会議の進行について」という資料を作り整理をしました。副会長とも打ち合わせをしましたが、まず、最初に流れを頭に入れていただいてから説明を始めたいと思います。まとめ方の基本的な方向性ということですが、報告は分科会ごとに議論をして、分科会のメンバーにより分科会としての了解、あるいは合意を得たものを基本にまとめます。その他、委員の中から個別的な意見ということで出されるものも当然あるわけですので、合意されているものとまた別にぜひ取り上げて、記録として残してもらいたいということがあれば、それは別枠で扱うということにしたいと思います。

今回提出されている2つの報告案は、表現の問題はありますが、対立する、異なるものを議論するものではなくて、分科会の話し合いのまとめ方についての整理の試案ということでご理解いただき、最終的に分科会の総意となるような報告書に取りまとめる方向を満ちし、ある種それなりにまとまりを考えて議論するということを想定しております。

両方の案の検討、整理については、まずはそれぞれの表及び図解ベースで行い、その後文章化の議論は別に行いたいと考えています。このあと私の案がたまたま最初に書いてありますがその説明と、伊藤先生のまとめられた案の説明、それらに関する議論、質疑があると思います。その2つの案を確認していただいた後で2つの案のまとめ方についてどういうふうに考えたらいいのか、どういう形で分科会報告として整理できるのかということについて次の段階で議論をします。その過程の中で他の分科会の進捗状況についても若干紹介をしていただきます。

それから、5番目の「市の素案に対する意見の整理の説明」ですが、これは前回の議論でしていただいて大体整理ができたと思います。それを確認していただいて、追加、修正等あれば独立して行います。

そして、報告書ということが一応形式的には想定されていますが、これに関しては会長、副会長と事務局の協議によって報告書案という形で作成し、次回の全体会議の前に事前確認するという流れです。これ自体も当然皆さんで話し合う項目になりますが、こういう流れで今日は進行したいと思います。

進行についてご意見があればどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

2) 杉岡会長提出資料(分科会報告案1)の説明

杉岡会長 それでは、私が整理したものから説明をしたいと思います。すでに郵送されているA3版の資料があります。その次に主な意見を整理し、まとめています。これについてはあくまでも分科会で話し合った内容に即してどのようにまとめられるのかとい

うことについて若干補足的に説明をしたいと思います。

私の考えでは、皆さんから具体的な問題提起や指摘がなされ、それぞれかなり貴重なご意見が出されておりましたので、市民が地域の中でどんなことを考えて取り組み、そこにどんなサポートの仕方を想定していかなければならないかということ、行政と市民の協働という視点から整理をしていくということであれば、最終的には市民の具体的な活動をどう整理をしたらいいのか、それをどうまとめたらいいのかということになると思います。

これは中間報告の段階で大体同じような表現でまとめられましたが、「住民の交流・活動の拠点づくり」という柱がまず一つあります。それは住民が自由に集まってきて交流とふれあいを深められるような居場所づくりが必要だということです。これは柴川委員と燕委員からもそれぞれ具体的な内容について触れられておりました。

それと「地域の空家等を利用した地域住民の活動の拠点づくり」ということで、これはふれあいを深める居場所づくりにも関連はしますが、単に行政に新しく活動拠点となる施設を求めるというよりは、もっと身近なところで気楽に集まることのできるような拠点をもっと工夫できるのではないかということです。小規模多機能ホームの場合にこのような発想での空家の活用ということを議論しております。

それから3つ目は「地域住民と障がい者との交流を深め、支える活動を広げる場づくり」ということです。これは実際に取り組まれていることが提起されて、そのような場づくりをやっていくことが必要ではないかというものです。

2つめの柱は「身近な情報提供・相談機能の充実」ということで「身近なところでニーズにあったサービスや社会資源に関する情報を得たり、相談できる場づくり」を考えていく必要があるのではないかということです。どんな場をそこに工夫したらいいのかということで、これについてはITなどが使われた形で工夫できるのではないかということでした。

それから「障がい者への情報提供・相談・問題解決を支援する仕組みづくり」です。これは制度やサービスはいろいろ用意はされていますが、十分な情報提供がされているのか、あるいは相談がスムーズに行われているのか、最終的に問題解決がどのくらいまわ行われているのかということについて、仕組みづくりが明確になっていなければ相談機能も充実したものにならないという視点だったと思います。

それから「地域住民の健康づくりを支援する情報提供・相談・活動の場づくり」ということで、実際には健康情報に関しては地域住民は、さまざまな媒体を通じて情報を仕入れ、思い思いに健康づくりに取り組んでいます。地域住民が集まっているいろいろなことをしたり、それぞれ個別に健康づくりに取り組んだりする場合の拠点がそこに相談の柱としてあるということが必要ではないかということです。

3つめの柱は「さまざまな活動や主体をつなぐ仕組みづくり」ということです。これはいろいろな施設や場所を確保したとしても、肝心なことはそれぞれを繋いでいく専門

家やサポートする人材が十分いなければならないということです。そこで「地域活動、市民活動をサポートするコーディネーターの確保・養成」が必要ではないかということです。

そして「地域活動、市民活動を支援する専門家や行政機関のネットワークづくり」も十分行われなければなりません。それが働かない限りは、結果としては非常に断片的な活動であったり、活動に支援が必要なところであっても十分行きとどかないということもありますので、むしろそういう繋ぎ役が必要であるということを指摘をしておきました。

それから、最後は「連携と総合化によるケア機能の強化」ということです。私たちは、地域で、ライフステージにしたがってさまざまな問題を体験していくわけですが、それぞれの場合においてケアの総合的な組み立てというものが求められていくということです。包括的な地域やシステムの構築ということが「2015年の介護」の中でもうたわれていますが、札幌市のような大きな自治体の中でこういうサービスの十分な組立てを図る必要があるということです。

「高齢者・障がい者の多様な住宅ニーズやケアニーズに応じた良質な住宅づくり」が今後求められていきます。

それから「高齢者・障がい者・乳幼児などを対象にした総合的なケアサービスの仕組みづくり」があります。

また、小学生と限定していいかは別として、子どもたちの早い段階からの健康教育、それから、今いろいろな国で取り組まれており、そして社会的にも問題になっている性教育の充実ということが急務になっています。

こうしたことを地域の中でさまざまな形で取り組んでいけるのか、札幌市の関わり方と札幌市民の活動の可能性をどう実現していったらいいのかということで、右側の方に矢印を右から左の方に書いてあります。この趣旨は具体的な市民の活動をいかに生み出しサポートするのかということのをこれからは考えなくてはいけないということです。どんな仕組みや仕掛けをつくっていくことが具体的な発想豊かな活動やサービスのメニューの拡大に結びついていくのかということで、くり方は工夫する必要があると思いますが、4つの柱によってそれぞれに関連づけることができると考えています。

まずこれはいろいろな人がすでに指摘をしておりますが、必要な視点ということで「市民による先進的な取組みを広げる」ということです。

それから「地域住民が自ら公共施設を管理運営する」とありますが、すでに学校の体育館を管理したり集会施設を管理したりするということが広まっており、それから、公園の管理というのも自治会の中にあり、公園というのも基本的には地域住民が管理しています。そういう面では徐々に公共用物の管理運営について、住民が使いやすいように運営していくことがこれからは必要ではないかということです。そうすると先ほどのような地域の空家などを公共施設として位置づけた上で住民が管理するというアイデアも

ここから引き出されるのではないのでしょうか。

それから、「地域のさまざまな資源（人材・企業・NPO・施設など）を公共的活動に結びつける」ということがこれからは重要になってくるのではないかと、そうすることによってさまざまな資源の活用が住民交流活動の拠点づくりに結びつくのではないかとということです。ここでは企業が持っている資源も住民活動の拠点に十分なりうるということが想定されています。

それから、身近な情報提供ネットワーク機能の充実ということで、「市民活動団体やコミュニティ組織が自ら情報を発信し、活動への参加や支援を広げる」ということをベースにしておくことが活動の広がりを保証していくということになります。

それから、「行政情報と地域活動や市民活動の情報を結びつける」ことで有機的な情報が住民に提供され活用されていくことが想定されるのではないかとということです。情報そのものについても網の目を作り出すことが必要になるかと思えます。

それから、活動の主体や専門家をつなぐ仕組みを考えるということですが、さまざまな市民活動団体やコミュニティ組織ですでに活動が進められております。黒田委員のところのように自主的にいろいろな問題を解決するための話し合いを行って取り組んでいて、実績のあるところもずいぶん増えてきています。NPOなどもまちづくりのために活動しており、自治会の中でもいろいろな住民生活についての安心と安全を守るための取り組みがさまざまな形で行われてきています。そのようなさまざまな組織をこれからは想定していく必要があるのではないかとということです。

それから、ITの活用ということでは、十分な情報のネットワークが構成され、それが活用されることで専門家の活動の基盤を作り出していくことができます。

最後は民間と行政の役割分担をさまざまな形で考えていくということです。これは学童保育の問題も指摘されていましたが、民間でやっている活動をどのようにサポートしていくのか、行政としてはどういう形で住宅づくりの政策的な誘導をしていくのか、あるいは公共住宅・公営住宅の活用ということも出てきます。

それから、教育現場における学校・地域・家庭・専門家の連携とが地域の中でこれから大きな課題になってきますので、それも推進していく。そして、地域の中で全体として、市民と行政が、どんな課題、課題の解決を求めて取り組んでいくことになるのか、そのためにはどんな仕組みが必要になるのか。あくまでも地域の中でいろんな活動に取り組んでいくということがこの共生・地域づくり分科会の柱になっていくわけですので、地域づくりというものをどう考えるかということに即して議論をまとめていくということをもまず整理する必要があるという観点で組み立てています。

あと、補足的に私の方で資料を付けさせていただきました。私たちの分科会ではだいぶ共生の話が出ていましたが、全体としては障がい者の人との共生ということが当然のように大きなテーマになっていました。しかし、それ以外の共生という言葉の使い方をうまく整理しておかないと、地域は共生していく課題というものをそれぞれ持っている

わけですので、そこから広がりをもって共生ということを表現しておく部分も出てくるのではないかとということで参考までに紹介しました。私の方からの説明は以上で終わりにしたいと思います。最終的には4番目のところで議論しますが、説明について疑問や質問等があれば出していただきたいと思います。

燕委員 資料の「柱となる具体的な取組み」の中の「連携と総合化によるケア機能の強化」の2つ目「高齢者・障がい者の多様な居宅ニーズやケアニーズに応じた良質な住宅づくり」というのは住宅そのもののことですか。あるいは暮らしということですか。

杉岡会長 一つは地域の中で生活をしていくというときにそれぞれが地域に根ざした生活を住宅としてあるいは住まいとして選択しています。その中には戸立て住宅だとかマンションなどの公営住宅や集合住宅、グループホームなどいろいろな種類があります。今の高齢者や障がい者の「施設から在宅へ」という流れの中で、こうした方たちが地域の中で暮らすために必要な住宅のあり方が議論されています。

ここでの内容は少し違いますが、伊藤さんが前に話題にしていた高齢者共同住宅の良質なあり方も考えていく必要があるのではないかとということも含まれています。つまり、障がい者の人にとってのグループホームや自立支援のための住宅の確保は、単に住宅をつくるだけではなくそこでの生活を可能にするようなケア機能の強化・総合化がなされてないとうまくいかないということです。

燕委員 私もそう思います。ケア機能の強化まで入った言葉を選んだ方がいいと思います。「住宅づくり」といったら建物だけしかイメージされないので、これは案ですが、例えば「地域生活づくり」といった言葉であればハードとソフト、または制度的なイメージも入るような感じがします。

杉岡会長 別にこだわるわけではありませんが、高齢者住宅のような具体的な住まいのイメージがある程度思い思いに浮かぶような意味で「良質な住宅」という言いかたをしました。

燕委員 「良質な住宅とそれを支えるケアシステム」といった言葉を付け加えてもらえるとうれしいです。次に「高齢者・障がい者・乳幼児などを対象とした、総合的なケアサービスの仕組みづくり」というのは、例えば何度か話に出ていた富山式のようなイメージでおっしゃっているんですか。

杉岡会長 それも当然含めています。つまり実は身近なところでいろいろなサービスを受けられるようにするためには、小規模多機能拠点の問題もそうですが、今の介護保険制度ではある特定の状態に関してそれぞれの専門家が別々にサポートしています。例えば通所と訪問介護とは別々の人が行っています。こういう場所では、同じ人が、サービスを必要としている人に複数のサービスを提供するという仕組みが必要です。そういう部分と、それから各ライフステージに従い、一人の人の生活ニーズを全体として捉え、そのケアサービス全体をきちんと組み立てるといったことが必要です。それがいわゆるケアマネジメントです。

燕委員 私も今のご意見に賛成なんですが、この言葉からすると総合的に小規模多機能でいろいろなサービスを使えるようにするというよりは、今話題になっている介護保険と支援費制度の問題にまで踏み入るような言い回しなので、もう少し違う言いかたのほうがいいと思いました。

それに関連することですが、資料の主な意見のところの「総合的にケアする仕組みづくり」という表現も誤解されないように、「小規模多機能でいろいろな制度を使いながら近場で」といったものにしたほうがいいと思います。こういう言葉を使うことによって、今の時点ではいろいろな問題が入ってくると思います。

もう一つ、資料の「少子化対策の推進」のところの「取組みに向けての意見」の児童クラブと学童保育所の関連のところですが「市が設置する児童クラブと民間の学童保育所との連携・協力体制づくりを地域レベルで進める」ということが私の解決策ではありませんでした。それは必要だとしても、例えば他のところで出てきている先進的なところを支えるしくみや学童保育所への補助の項目を何とかできないかということです。岩田委員の今日の意見にも家賃の補助の話などが出ていますが、私の意見もそういう意味でした。

杉岡会長 総合的なケアの問題は行政的にも課題として扱ってきています。障がい者、高齢者、乳幼児を総合的にケアする仕組みということに関しては、想定されるものをどうイメージしたらいいのかということで補足してほしいと思います。

事務局（高齢福祉課長） 高齢者と障がい者、それから乳幼児をまとめるという考え方は、今のところ私どもとして持っていません。ただ、国が「2015年の高齢者介護」という報告書を出しました。それが今後の行く先を表していると思います。介護保険を機に、地域で高齢者の方が住み続けていくためには、医療、保健、福祉等の専門的な機能の連携、地域での市民活動や住民活動の公共的なものから本当に自発的に町内会で助け合うというものも含めて、そういうものが総合的に供給され一人の要介護者に結びつくということが必要だという考え方があります。

現在、市内に64か所在宅介護支援センターがあります。これは医療法人や社会福祉法人に併設されており、規模としてはきわめて小さく数人で運営しておりますが、24時間の総合的な相談を受けることができたり、生活支援のいろいろなサービスをするための機能を持っています。それらを調整する機能として各区の社会福祉協議会には基幹型の在宅介護支援センターが1か所ずつありますから、全市で10か所あり、あわせて74か所になります。その基幹型の在宅支援センターが先ほど申し上げましたように、いろいろな専門的な機能や地域住民のさまざまな活動をうまくまとめて、情報やサービス供給の調整をできる機能をこれから果たしていくことができれば、地域に住み続けるためのネットワーク、システムづくりの方向性としては、それに繋がっていくのではないかと思います。

ただ、国が「2015年の高齢者介護」の中で出した「小規模多機能」というのは、

介護を必要とする人の中で痴呆性の高齢者が非常に多くなってきているわけですが、その尊厳を維持していくためにどうするか、あるいは痴呆の状態というのはどういう状況で改善されていくのかまたは悪化していくのかといったことを考えると、顔の見える形、身近なところがいいということです。例えば施設を考えた場合に、オートメーション的にお世話する方も24時間に3回交代していて顔が見えないというよりは、ユニットスタイルで10人くらいの人をかたまりで持つということによって顔が見えてきます。一つの圏域、だいたい小中学校区を想定しているようですが、その中に一つあることにより訪問をしていく、場合によっては通っていただいたり、そこに住む。規模は小さいがそういうたくさんの機能を持ったものが圏域の中にあることにより、高齢者の方が地域で暮らし続けるのではないかという考えかたです。

ただ、この小規模多機能という形のものが実際にどうやったら運営していけるのかということも一方ではあります。お金の面で、利益を上げなくてもやはりペイしなければ維持できません。そういうものについて、これからモデルを探しながら模索していきます。2015年ということは団塊の世代の方々が65歳に達する10年後を想定していますから、それまでにはその方向づけをしたいということです。先ほど申し上げました今ある在宅介護支援センターなどはその一つの拠点、仕組みの基礎にはなるだろうと思います。それと合わせて今後に向けては国の「施設から在宅へ」あるいは「施設か在宅か」という二者択一の部分から、新しい圏域の中での小規模多機能というものをどう付加させていくかということが一つの課題だと認識しております。

燕委員 ありがとうございます。障がい者でいえば、福祉計画は今あるように「施設から地域へ」となっていますが、高齢者に関してもそういった方針なんでしょうか。あるいは「施設か在宅か」なんでしょうか。

事務局（高齢福祉課） 数字的に根拠があるわけではありませんが、意識調査では「できれば住み慣れた地域で暮らし続けたい」ということがあります。施設でケアしなければならない状態のときもあるだろうということです。というのは、地域で住み続けるためにはそれが24時間365日間機能しなければなりません。それをできるようにするのは大変なことだと思います。それを目指していくと国は言っておりますが。

そういう意味では、あるレベルまで地域での生活ができるものに達したとしても、施設というものはある程度必要になってくると思います。ただ地域で住みたいが住む状態になっていないので施設にするということがあるとすれば、先ほど言ったようなことが充実してくることによって地域に住み続けることもできると思います。

杉岡会長 それも考え方で、実際に宮城県で小規模多機能ホームを展開しているせんだんの杜の関係者によれば、ユニットケアや特養の個室化も、ある種の経過措置なので、家族的な雰囲気の中でどのように生活を続けていけるのかというところは最終的に問題になってくるので、施設が絶対重要だということにはならなくて、なるべく脱施設的な環境を考えていこうという面では似ています。

燕委員 そうすると、この文章のどこかにどういう総合的なケアサービスなのかということが入ってこないと危険ではないかと思います。

杉岡会長 ここは見てすぐわかるような図解をして、ディテールは文章化になるわけです。

燕委員 ここは譲れない部分です。何のための総合的なケアサービスかという部分で、地域で暮らしていくためなのか、それとも重い人は入所施設でいいのかという考え方の二つが包括されるようであれば、それは違うと思います。地域で当たり前で暮らしていくための総合的なケアサービスの仕組みづくりであれば大賛成です。

杉岡会長 この分科会自体が共生・地域づくりなので、共生・地域づくりを前提にしてこれをやるということです。

燕委員 施設も大事だという意見もこの中にいることが気になります。地域で暮らしていくためにとか当たり前での生活をするためにとか、目的あるケアサービスの仕組みづくりとなるように文言を追加してほしいと思いました。

杉岡会長 あと、学童保育所と児童クラブの関係について、実際にはいろいろな場所に児童クラブと学童保育所があるわけです。ここに何かあればいいのになというところに学童保育所を作らざるを得ない状況です。これが、児童クラブをもっと使いやすくしてくれればかなりカバーされます。つまり、それぞれの地域に応じてその活用の仕方やサービスのあり方が問題になります。具体的にやる場合には地域レベルでやっていかないと実際に問題は解決しないということがあります。

伊藤副会長 この分科会ではどなたかそのこととお話ししましたか。

杉岡会長 学童保育所と児童クラブのあり方についてもっと考えてほしいという意見は出ていました。

燕委員 あり方というのは札幌市の補助の仕方というか、丸抱えかそうではないかということを書いていたんです。連携が必要とありますが、連携はしているんです。例えばつばさクラブは連携した取り組みをしています。そういうことが問題ではないんです。有料の学童保育所の同じ校区内に無料の児童クラブができることにより、「有料から無料へ」と普通の人は考えます。有料であるということは、例えば補助が少ないとか家が借りられないとかいろいろな問題が考えられます。活動に対しては有料であるべきですが、そういうことで、有料の学童保育所が運営の危機に実際に直面してきていることをどう考えるのかという意味で言ったんです。連携協力体制づくりについては全く私は発言していません。

杉岡会長 少し一般化したということはあるかもしれませんが、具体的には有料・無料の問題ということですね。

燕委員 そうですね。であれば公設民営にするといったことが必要になってくると思います。実際にいいものをどう評価するのかということがありましたが、いいものを残すという視点では、民間学童保育所がすごく大変な運営難の中でも通いたい子どもがいて、

どうして続いているのかという検証をして支えるということが市民と協働の理念に照らしてどうなのですかということをおは投げかけたんです。

杉岡会長 わかりました。具体的な問題の指摘は左側のほうの「現状と課題の認識」がそういうことですね。それについてどんな形で考えていったらいいのかというところのレベルを地域レベルということにすると誤解されやすいということですね。地域ごとに連携がスムーズに行っているところも行っていないところもあると思います。それはやらなければいけないことは確かなんです。それはうまく調整していきたいところです。

柴川さんは何か、今のまとめ方や私の説明したところで疑問点がありますか。

柴川委員 先ほどの「住宅」よりも「住宅と暮らし」としたほうがいいのか、そういう文章の細かい部分ではありますが、それは今の議論ではないようにも思います。

杉岡会長 他に参加されている関係者の方からありませんか。これは私が独自にまとめたものなので、行政的にみるとつじつまがあわないとかあるいは理解できないというようなこともあるかと思いますが、もしあれば指摘をしていただきたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

杉岡会長 それでは、次に「伊藤副会長提出資料の説明」ということで、主として前回整理されて改訂され、今日の補足もありましたので資料 を説明していただきたいと思ひます。

3) 伊藤副会長提出資料(分科会報告案2)の説明

伊藤副会長 では私の案について、私の考えでは報告書というのは文章の方で、表はそのための説明資料というふうに考えております。それで、この文章につきましては今日初めてお出ししますので、長くて申し訳ありませんが、順序に沿って説明したいと思います。お三方からご意見をいただいたので簡単にそれぞれの意見を先にお話いただいて、それから私がこうしましたという流れのほうが説明がしやすいと思います。それから、もう一つは実は札幌市の方から、今日の資料に書いていませんが、前回の案について、市民活動促進担当課、児童企画課、高齢福祉課、住宅課、国民年金課の皆様方からさまざまなコメントや助言をいただきまして、私自身大変勉強させていただいたこともございますし、一部今日の報告をそれに沿って書き換えたこともございますので、ここでお礼を申し上げたいと思ひます。そうしましたら、まずは順番に「こう修正した」ということをご説明してください。

岩田委員 私は「少子化」のところだけ訂正させてもらいました。

現状のところ、前に資料を出したように合計特殊出生率が最下位ということも事実ですが、それプラス「経済的・精神的・肉体的な負担を抱えている」という文言を入れ

たいと思います。

「課題」のところはすでに書いてあったものですが「1位になるように」と大きく掲げていいものかなと思います。また、いろいろなメニューができて、それにコストがかかるようであれば、それを払える層と払えない層で子育て支援のところで差が出ても困ります。本当はもっとコストを下げるようにしてもらいたいのですが、まず第1歩として最低のレベルでもこれ以上はかからないというところで負担を軽減していくところをまず課題として、「実現可能な」という限定をつけて書きました。

「施策」としては、障がいを持っているお子さんと、いろいろな条件の家庭のお子さんも含めて、子育ての援助をしていくということと、孤立しがちな家庭に対して社会資源に繋がるような工夫をしていくということを書きました。

「提言」としては、これは先ほどの学童保育の話になるかもしれませんが、この間説明していただいた「民間方式の児童育成会」の部分に線を引いて直しました。

ここで疑問があるんですが、私も子どもを通常の学童保育所に入れていましたが、市の児童クラブの質は上がっていかなくていいのかと考えました。そちらが私たちの学童クラブの質に近づけば、それでもいいのかもしれないということです。その質が上がるように頑張ってもらう部分も担保しておかなければいけないと思いました。具体的な施設の借上げ貸与制度と書くよりは、民間方式でやっているところの助成も検討していくと同時に、既存の市のほうの質も、時間的なものやおやつや食事の部分、障がい児のお子さんも積極的に受け入れることも含めて質の部分を向上していく。その両方の部分を検討してもらいたいと思います。

あと2番目以下のところで「地域子育て支援センター」については、お母さんが子供をつれてだっこして歩けるとしたら小学校区だと思います。私としてはここまで入れてほしいという願望もあってのことですが「小学校区に1支援センター」ぐらいのところまで言えるといいと思います。これが支援センターまでいなくても、子育てサロンのレベルでもいいんですが、小学校区内でお母さんがすぐに行けるというところまで持って行ってほしいと思います。

あとは、連携のところで、「札幌市子育て支援総合センター」と「地域子育て支援センター」と「各保育所・幼稚園・児童育成会・その他のNPOの活動」があり、さらに個人によって温度差がありますが「民生委員・児童委員・主任児童委員」がいるので、そのところの連携をもっと図っていくことが大事です。

それから、この間お話しした「札幌市子育てガイド」というかなりいいガイドブックもあります。それを確実にお母さんのところに繋げる。つまり、お母さんの相談を受けるような人がそれを持っているように、相談を受ける人のほうにもこのガイドが届くと思います。せっかくあれだけいいものを作っているのですと思いました。

最後のところで、「地域の子育てのコーディネーター」として、主任児童委員レベルだけにしておいたらいいのか、民生委員なりが入ったほうがいいのかということはありません。

すが、そういう地域のワーカーの取り組みにおいて、積極的に出てこないでこもってしまつて孤立しがちなお母さんなどのニーズの発見も含めて、家庭訪問的な部分の充実も図っていけるといいと思います。子育ての相談もただ電話だけ受けるのではなくて、本当に危ないときにはちょっと行って一緒に抱っこしてあげるとか一緒に子育てを考えてあげられるという形です。ある部分昔では当たり前のことだったのかもしれませんが、そういう機能ができてくるといいと思いました。以上です。

伊藤副会長 柴川委員どうぞ。

柴川委員 追加分 というところです。「現状」のところに書いたのは、私は、藤野むくどり公園が有効に活用されるために、公園前の個人住宅をふれあいの拠点としてむくどりホーム・ふれあいの会を始めました。これは心のバリアフリーを目指した障がい理解の場を提供することが目的でしたが、次第に他の要素の必要性も出てきました。子育て支援のこと、学童支援、障がい児支援と交流、ボランティア活動の場の提供、小学生の総合学習の場、大学生や大学院生の研究の場、そして、冬でも遊べる公園。このような必要が出てきて、ボランティア活動としてこれらに精一杯対応してきましたが、本当にまだまだ不十分だと思っています。ということです。

最後の「提言」のところには「冬でも遊べるバリアフリー公園と、誰もが友達づくりをするふれあいの拠点づくり」ということを書きました。全部の遊具が同規格というのではなくて、一つでも障害のある子どもに対応できている遊具があったらいいということです。そして、共生・地域づくりということを考えてときに、こういうバリアフリー公園とふれあいの拠点ということはとてもわかりやすい活動ではないか、目に見えてはっきりとインパクトがあるのではないかと思いました。言葉だけのことではなくて実際にこういう活動をするところで共生と地域づくりができるのではないか、自分のやっていることの不十分さもわかりながらも、共生と地域づくりに繋がっているのではないかと思いました。

「課題」のところには、個人住宅の無料提供では、個人が支えきれぬ範囲の活動に限定されてしまつて、たくさんのニーズが発生しますが、すぐに実践に結びつけにくい。これをやったらそのあとが続かないというようなことがあるとなかなか思いきってできないという部分がたくさんあるということを書きました。

「必要な施策」としては「多目的施設を地域に創設する」ということで、ぜひむくどり公園とむくどりホームをテストケースとして、検証していただければと思います。

最後の「提言」のところは「札幌の特徴的な活動の創設」ということです。むくどり公園は他の都市からもバリアフリー公園ということで見学にいらっしゃる方も多いんですが、それに加えて冬でも遊べるということで、今年は最初からブランコは取り外さないでいただいて、冬でもブランコが使える公園になっています。その公園を維持するためにはどうしても「誰もが友達づくりをするふれあいの拠点」ということがないといけません。

昨年出された「札幌に元気とにぎわいを創出する規制改革実行プラン」のワークショップにも出させていただいたんですが、その報告書の中を見ますと、平成14年度時点では札幌の場合、都市公園数が2,497か所です。遊具を含め公園全体のバリアフリーとなっている公園が2か所です。北円山公園、そして南区で藤野むくどり公園が出されています。ブランコなどの一部の遊具がバリアフリー対応となっている公園が13か所と報告されています。福祉のまちづくり条例に適應した、入口や手すりなどは807か所ということで全体の32.3%が何らかの工夫で整備されているという調査結果が載っていました。一つでも遊具がバリアフリー化になるということが、これからもきつと進められていくのではないかと思います。

そういう施設面でのバリアフリーを進めた場合に、そこに魂を入れるというか、ハードとソフトの両方が合致する、そういう面で魂を入れるのが拠点ではないかという気がしています。それから、それを実現させるためには地域住民の理解と協力、学校との連携、町内会との連携が必要条件ですが、それにさかんに言われている市民と行政との協働というここがはいったら本当に素晴らしいと思いました。

先ほどの「元気・にぎわい」の報告書の中の「改革を担う職員に」という章に、ボランティア休暇の活用とあります。市職員も地域に帰れば市民であるということです。ボランティア休暇を活用して地域に行き、公共的活動の一翼を担って市民として積極的に活躍できるような既成の制度の改正について検討していくということが書かれており、これはとても良いことだと思っています。ぜひ民間と行政とが同じテーブルについて、このような心のバリアフリーとハード面のバリアフリーの活動を進めることを考え合えるような場が実現したらいいということを思っております。以上です。

伊藤副会長 燕委員お願いします。

燕委員 少子化のところで「必要な施策」の追加案は、普通子どもという障害のある子もいない子も含めるのが当然ですが、現状では「障がいのある子ども、中高生も含む」をいうことをあえて入れなければ、障がいのある人に関連してはわかりづらいと思って入れさせていただきました。

「提言」の追加案としては「学齢障がい児の保育を充実します、例として学童保育への、障がい児加算を道レベルに、また中高生のデイサービスの新設など」と書きました。学童保育という言葉は違いますので、正しい言葉を使ってください。道と比較してもらえばわかりますが札幌市では障がい児加算が極端に少なくなっています。それから、小学生までは支援費制度でデイサービスがありますが、中高生のデイサービスはまだないので、実際中高生の余暇支援が非常に困っている状態です。その人たちが全員支援費制度の身体介護や移動介護を使えばいいというわけではなく、デイサービスが新設されればいいのではないかと考えています。例として挙げました。

それから「高齢者・障がい者との共生」のところで、今日お配りした資料はもう皆さんご存知だと思いますが、毎日新聞の宮城版で、知的障がい者の施設を解体するという

記事です。両面コピーの3ページ目に「みやぎ知的障がい者施設解体宣言案前文」というものが載ってます。この4ページ目の「宣言の背景には」以降の部分には私はとても共感しています。要するに入所施設では幸せではないということを言っています。ですから、障がい者自身に「あなたはどこに住みたいのか」「あなたは誰と暮らしたいのか」「そもそもあなたは何をしたいのか」という問い自体が発せられないまま、入所施設に入っているのが一番幸せと外部から決めつけられて、施設で過ごしている人が多い。だからこれを解体していくということです。まだ知的障がい者の入所施設ということですので、全障がい者の入所施設を解体するとは言っていません。

そこで「高齢者・障がい者との共生」の「札幌市の現状」のところについては「札幌市の知的障がいのある人の3分の1は入所施設で（そのうち3分の2は札幌市外）暮らしています。また、地域共同生活をしている数は全体の8%弱ですが、そのうち3分の1は市外に暮らしています」としています。私は札幌市、札幌市外というよりも、入所施設か地域かといったときに、やはり入所施設で暮らしている人が多いのと、その地域で暮らしている人の8%しか共同生活をしていないということをここで挙げさせていただきました。

「課題」は伊藤先生の案通りでいいと思います。

「必要な施策」のところについては「入所施設をもうつくりません、障害のある、より多くの方々がそれぞれの意思に基づいて……」という文面を入れてほしいと思いました。

それから「提言」のところでは、案としてはまず「国の基準通りNPO法人でもグループホームを設置運営できるようにします」ということです。札幌市は社会福祉法人しか認めていません。

2番目として「ホームヘルパーサービスについて札幌市独自の規制をとります」ということです。例えばグループホーム利用者も必要なだけ居宅支援サービスが使えるということですが。

それから、移動介護の年齢を国では0歳からとしています。札幌市は15歳からとしています。来年度枠が少し下がる噂も聞いていますが、年齢枠を取るということです。

要するに国の制度よりも札幌市は規制をしているということを1、2では言いたいわけです。

3番目は「より多くの支援を必要としている人たちがグループホームで暮らせるように札幌市独自の補助事業を新設します」です。今のグループホームでは重い障害がある人が暮らせるような制度になっていません。横浜や長野などでは重い障害がある人たちが暮らせるように単独の補助事業を付けているので、そういう重い障害がある人たちも地域の暮らしができるというところに近づいています。ですから、札幌市でもそういう補助事業を新設してほしいという意見を追加させていただきました。以上です。

伊藤副会長 ありがとうございます。今のようなご意見をお寄せいただいた上で、今

日お持ちした資料ですが、アンダーラインを引いたところが訂正したところです。それからこの場で皆さんのご意見をうかがった上で書き入れようと思っているものがありますが、時間がないので、まず表のほうから説明したいと思います。

地域づくりのところでは言葉を直しただけです。「先進的实践、先行的实践」と言うのわかりませんので、すぐれた活動としました。

それから、もう一つラインを増やすことが形の上でできませんので、柴川さんが表現してくださったことをこの部分と報告書の部分にできるだけ盛りこみました。例えば資料の施策の基本方針「体験からえられた方法を検証し、その伝達を支援します」は柴川さんのむくどりホームの実践を検証してほしいとおっしゃったことから書いています。

少子化のところですが「札幌市の現状」は「札幌市の合計特殊出生率は政令都市の中で最下位です」というところです。

それから、岩田委員が書いてくださった「子育て家庭、とりわけ子育てをしている女性は経済的、精神的、肉体的負担を抱えています」というのは「札幌市の現状」に入るのかどうか迷いましたが、先ほどからお話をうかがっていて、もし皆さんに異存がなければここは入れた方が問題認識のバランスが取れますので、肉体的より身体的のほうがいいかという気もしますが、その部分だけ変えて入れていただいてもよろしいでしょうか。

実は「課題」のことですが、私は「最下位から1位になるように努力します」と書きましたが、最下位から1位を目指すでは産めよ増やせよの発想になるんですね。ここは個人の意思や価値観という個を尊重しながら、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整えていく必要があるという視点で考えているという児童企画課からのご意見をいただいたので、私も反省いたしました。ちょっとトーンが行政的でしたので、一部柔らかくして課題は差し替えさせていただきました。

その後の「施策の基本方針」ですが、もう一つお許しいただかないといけないのは、この程度の表にすると表現を抽象的にしなければいけないので、具体的な固有名詞は極力省く形にします。そうでないとまとまらなくなりましたのでせっかくお書きいただいたものをそのまま入れられないというところはたくさん出てきました。

「必要な施策」では、岩田委員と燕委員がおっしゃった「障がいのあるなしに関わらず」、それから「出生から中高校生期に至る子育て支援の充実を図ります」ということです。

それから、岩田委員が書いてくださったことをできるだけ抽象的にしましたが、「子育て家庭を孤立させないよう地域の各組織がネットワークをつくり、各家庭に情報を送ります」と書きました。先ほどのお話を聞いて、「各家庭に情報を送り、家庭からの情報を受け止めます」と入れたほうが、先ほどおっしゃったことに近いのかと思いました。

その次の「施策」ですが、今お話をうかがってなぜ小学校区に1つと書いたのかがわかりましたが、文章で読ませていただいた中ではちょっと細かくなるところがありました

たので、必要な規制緩和を検討しますという中で民間保育所、NPO法人等が地域子育て支援センターを運営できるようにしますと書きましたが、運営主体の問題をおっしゃっているのではないんですね。

岩田委員 公的なものであっても数多くあると、お母さんたちが行けるということです。
伊藤副会長 支援センターを運営できるようにし、例えば1小学校区に1つというような書き方になるかと思いますが、最初の全体会議のときに座長が「これは要求を勝ち取るような性質の委員会ではありません」とおっしゃったこともあって、そう考えるとどこまで具体的に書き、どこまで抽象的に書くかというところで私も悩みました。

つまりここで知ってほしいことを全部書くと何十ページにもなるので、一つの考え方の基本として「例として」という書き方をしたとご理解いただけるとうれしいです。1小学校区に支援センターを1か所作ってくださいという話をどんどん具体的にしていけますとある意味で際限なくなってしまう。そういうわけですので少しぼやかした形で書かせていただきました。

そのあとですが「例として共同学童保育所の」というところで、「共同学童保育所」という言葉を残してしまいましたが、社会福祉辞典で手元にあるものを調べましたら学童保育という言葉はテクニカル介護ではありますので、「民間の学童保育所」という形で残していただいて、「施設の借り上げ貸与を検討します」という書き方になると思います。

それから障がい児を受け入れている学童保育所の支援制度の充実も、これも「検討します」という書き方になっています。全部「検討します」となっていることにご留意ください。こういうことを検討していただくことが次の施策への一つの足がかりではないかということをご提言させていただいているだけで、「やります」ということは一言も言っていませんし、ここはやってほしいということをお話し合う場でもないのだということをお私たちが理解しておきませんと、大変ややこしい話になってしまいます。ただ先ほど、岩田委員のお話をうかがっていて、まだ表現上おっしゃりたかったことを一定の抽象度で盛り込める可能性はあるかと思しますので、お考えいただけるとうれしいと思います。

次に「高齢・障がい者との共生」のところですが、まずバリアフリーのところは前回どおりです。次は燕委員が出してくださったところで、「札幌の中にいるか外にいるかの問題ではなく、施設にいるか地域生活をしているかということがより優先度の高い問題だ」ということで書き換えていただいたので、そのようにしました。

それからここが皆さんのご意見をうかがいたいところですが、「入所施設をつくりません」という言葉を入れるというご提言をいただきましたが、そのままの言葉では入れませんでした。というのは、宮城県の例にも見られるように私もこれは必要な考え方だとは思いますが、「をつくりません」と入れてしまうと、今計画中の物まで作らないのかというようなたくさんの各論が出てくるので、そういう言葉は入れるべきかどうか迷いました。

それから、具体的などころもかなりの抽象度を持つようにしました。任意団体をNP

〇法人にしたということと、入居している障がい者が在宅福祉サービス利用できるように配慮しますということで、大体くくれるかと思いました。そのあとの「よりきめ細かいケアを要する人々を対象としたホームを支援できる」のあとに「札幌市独自の補助事業の充実をはかります」ということを入れました。

高齢者のところでは、高齢者住宅という言い方は大変幅広いので高齢者共同住宅というように特定した方がいいのではないかと市の方からご意見をいただき、全部共同という言葉を入れました。その他は変わりません。

全体を見まして、本当はこういうことを入れたかったけれど入れられなかったというところがありますので、ぜひ、例えばこういう表現だといいいのではないかとということをおっしゃっていただければと思います。

そして報告書ですが、お出しするのが初めてですので、全部読んでいると時間がありませんが、説明したいと思います。

杉岡会長 表との関連を補足するところだけお願いします。今日のところは表と図解のレベルで両案についての整理をするということなので。

伊藤副会長 それも配慮しながら説明したいと思います。

「魅力ある地域づくりの推進」というところは前回のQ & Aと基本的には共通していますが、基本的には非営利民間組織はきちんと評価をされるべきで、それは市民自身が評価をするということ、それから行った根拠については情報公開が必要になるということが柱になります。

そのあとのところですが、柴川委員からのお話を入れて少し表現を丁寧にしましたが、「大変すぐれた非営利民間の活動においては新しい手法が開発されて大きな効果をあげている。こうした活動をテストケースとして検証し、普遍化を支援することで市全体のサービスの質を高め、コストの適正化を図ることができる」ということです。全体の話の流れは前回と同じですが、こういうことで柴川委員のご発言を少し加えました。

その次の「共生を可能にするためのバリアフリーの推進」というところは、前回とほとんど同じです。

その次の「共生を可能にするための居場所づくり」では、この分科会では「居場所づくり」というキーワードがかなり使われていましたが、前回の私のまとめでは「居場所づくり」というキーワードをそっくり使わないでしまいましたので、やはりキーワードとして残しました。日本のこれまでの居場所というのは子どもも障がい者も要介護高齢者も家庭だったということです。家庭で家族のケアが受けることが期待できない人たちだけ「施設に入りなさい」「病院に入りなさい」ということが余儀なくされてきましたが、それを転換しなければならない時期に来ているということです。それはなぜかという先ほどお話しにあったように、入っている方の生活の質が保証されない。一方で多額の費用がかかるということです。ここに先ほどの岩田委員のお話にあった、「学童保育所の充実と一緒にいわゆる児童クラブの充実も必要ではないか」ということは、入れ

られると思います。

その後、3ページの3つめの段落、「こうした世代別、障がい種別による居場所づくりに加えて、最近では、世代や障がいの種類にこだわらない居場所づくりも試みられています。障がいのあるなしにかかわらず、さまざまな世代の人々が共に過ごす場所では、相乗効果によるケアの質の高まりが期待できるという報告が多くなされています。そのような場所は、障がいを持たない市民にも貴重な居場所を提供するだけでなく、ネットワークづくりや情報発信の基地ともなります。ここであげたような多様な活動を展開してきたのは市民です。そして、多くの市民が、規制にしばられることなく、さらに多様で質の高い活動を展開したいと望んでいます」。このあたりは柴川委員のお話をかなり受けて書いています。「また、活動を検証した上で、広めてほしいと願っています。市民活動を市民たち自身が評価し、不要な規制を緩和すると共に、すぐれた活動については、必要な支援を行い、さらに他の場所に広めることにより、札幌市における共生は大きくすすむ可能性があります」ということです。

そのあとの「地域での健康づくりの推進」については前回とほとんど同じですので省略します。

「今後の施策」については前回踏み込んできたことをかなりトーンダウンさせて書きました。それで、「今後の施策」の中の8行目、いわゆる課題に共通しているのは当事者を中心とした施策づくりの必要性であるということで、「障がい者政策提言サポーター制度」を活用してはどうか、また、学童保育所、痴呆性高齢者共同住宅についてはそれぞれの協議会などを通して運営にあたっている市民の意見を集約したらどうだろうか、また、若者については高校生自身に施策作りを求めることも方向として考えられるのではないかということなどを書いていきます。「当事者を中心とした施策づくりとは、当事者の意見を、すべて受け入れて施策に反映することを意味しているわけではありません。しかし、施策がどのように展開されるべきかについて最も知識を持っている当事者意見の表明をまず求め、その実現を行政のプロである市職員が支援するという関係の形成は、重要です。そうした市民と行政のパートナーシップが札幌市における共生のまちづくりの基本と考えます」、ここの部分がいわゆる報告書ということで、資料の表と合わせて案とさせていただきます。いくつか先ほどの修正意見を踏まえて積み残したものがあられると思いますが、そういうものも含めてご検討いただければと思います。

柴川委員 言葉の使い方で1か所訂正していただきたいところがあります。分科会報告(案)の2ページ3行目、「子どもたちが遊ぶ地域の公園の遊具は障がいのある子どもに使えるようになっていません」では、一つもないように思えるので、ここは先ほどご報告させていただいたように、園全体がバリアフリーになっている公園が2か所、ブランコなどの一部の遊具がバリアフリー対応になっている公園が13か所というようなこともありますので、「多くはない」というような違う表現にできないでしょうか。

伊藤副会長 「多くはありません」でいいでしょうか。

柴川委員 いいと思います。

伊藤副会長 燕委員の施設のことに關しては、私も何が何でも落としますということではないので、ご議論いただければと思います。ただ「施設は作りません」という表現はその先の議論がたくさん出過ぎてしまうという印象があります。

燕委員 私ももっともだと思ひます。それでどうするかという提案なんです、施策の基本方針のところの「札幌市障がい者福祉計画」のよりきめ細かい実施計画というところに、障がい者福祉計画の中に「施設から地域へ」というサブタイトルが入っていたと思ひます。それを入れてください。それで妥協します。

伊藤副会長 私もその後、宮城県の話を知ったので悩ましました。宮城はもう施設を無くしますと浅野知事が言っていますので。

燕委員 福祉計画もとても良いものだと思ひています。ただ施設をどうするかが見えてこないということがあり、私は「作りません」と書いてくださいとただで、施設をどうするのかというあたりを何とかしてほしいと思ひているだけなんです。

伊藤副会長 少子化のところで、もし先ほどの話を受けて入れられるとすると、民間の学童保育所のための例として、「施設の借り上げ貸与制度を検討します。同時に児童クラブの質の充実を図ります。」ということですね。たしかに川崎市が全部児童クラブ方式にして、子どものけががすごく多かったということがあります。児童クラブを充実しないでそうしたことでその結果になってしまったという話があります。

燕委員 児童クラブもお泊り会とか外にどんどん出たりとすごくいいところもあります。児童クラブで一つ言えることは「専用の部屋がない」ということと、「障害児の受け入れがADLの自立している人ぐらいである」ということです。専用ルームがなく、一般の児童と一緒にということで、それはそれですごくいいところですが、専用ルームがあったほうが家庭のようにくつろげるという意味で、児童クラブは家庭のようにくつろげないのではないかと議論はあると思ひます。

伊藤副会長 そうすると、「貸与制度を検討します。また、児童クラブの質の充実を図ります」のほうがいいですか。

岩田委員 ただ全体のバランスで、そうすると、例として学童のところばかり多くなってしまうような気がします。スペースがこれだけ限られているとしたら他のところの抽象度も上げているので、借り上げ云々のところももう少し抽象度の高い言葉にしてはどうでしょうか。せっかく子どもから少し大きい子までという子育ての範囲を広く設けているので。

伊藤副会長 確かにそうですね。借り上げだけかなり突然のような気もします。そうすると、「施設整備の支援を検討します」でもいいですね。児童クラブについて、仮に入れるとすると、どういう表現がいいかおっしゃってください。

燕委員 生活のところがサポートされていないと思ひます。一緒に遊ぶというところではいいですが、生活の場にはなっていないということだと思ひます。「児童クラブの生活

の質を高めます」という言葉が一番いいと思います。

岩田委員 まとめ方の部分と関わってきますが、これは一枚になるのでしょうか。私は、全部は入らなくても、自分の思いを全部書いて見たいと思ってこのボリュームで書きましたが、黒田さんの意見がまだ入っていないといったことや、全体のまとめを考えたときには2枚3枚にしていくことになるのか、その辺りのバランスはどうなるのでしょうか。

燕委員 バランスのいいものを出しておくということが、あとでまとめるときにもいいと思います。そういう意味では、児童クラブについては生活の質を高めるということも大事で、また、学童保育所を入れるのであればそれも必要だと思いますが、「共同学童保育所や児童クラブの質を高めます」ではわからなくなると思います。ここでは細かくなりますが、後でまとめのときにこれが付属意見になっていくのか提言になっていくのかはわかりませんが、入れてもらったほうがいいのではないのでしょうか。

伊藤副会長 これはやっぱり意識の表現だけなんです。ここに書かれたから実現するという保証はもちろんまったくありません。ただ、こういうことは大切だということを市民が言っていたというそれだけです。では、書いても仕方がないのかというとそうは思いません。市民がこういうことは本当に大切だと思えば意思表示をしたということは非常に重要だと思います。

ただ、分量の問題があって4分科会の中の1分科会の報告だということを考えると、一目で眺められるサイズの方が逆に訴えるものがあるかと思います。まず障がいといわれたときに、精神障がいと知的障がいの違いがわからない、特殊学級と施設という言葉もよくわからないというような他の分科会の人たちに見てもらってわかってもらわなければなりません。そういうことを考えると、読んだ人がどこまで「ああそうか」と思えるような言葉のレベルにしておくべきかということも、ある意味では重要なのかなと思います。ただ、そういう意味ではこの分量を増やさずに表現を深くすることは可能な気がします。

杉岡会長 他に何か意見があれば。

燕委員 健康づくりの札幌市の現状のところですが、「現在の札幌では、全国と比較して、特に若年層の人口妊娠中絶率が高くなっています」とあります。それはそうだと思いますが、一方で、少子化の部分の課題として「個人の意思、価値観を尊重しながら子どもが健やかに生まれ、育つ環境を総合的に整えていく必要があります」とうたっています。では、若年層の妊娠した子どもが少子化対策に関わっていくこともあるのではないのでしょうか。要するに、高校生であっても産みたいと言った人を支えるシステムがあるのかということです。それがあっていいと思います。妊娠することは避けたほうがいいと思いますが、高校生以下だからすぐ中絶しなさいということではなく、妊娠した後、その人が産みたい、育てたいと言うときにその環境が整っているのかということです。高校には保育室などはありませんよね。

岩田委員 このまとめはとてもわかりやすいのですが限界があって、横のつながりはあっても縦のつながりがないんですね。整合性がない部分が出てきてしまいます。

伊藤副会長 出生率を向上させましょうということと、中絶率を下げましょうというのは私は考え方として随分違うと思います。

燕委員 ただ、少子化という中には若年層で妊娠して産んで育てていきたいと言う人も含んでいくんでしょうね。課題のところには「若年層を除く」とは書いていないわけですから。

杉岡会長 それでは5分ほど休憩をさせていただき、分科会報告のまとめ方の議論に入りたいと思います。

(休憩)

杉岡会長 それでは再開させていただきます。ひとつおりの内容については説明をさせていただいたわけですが、2つのまとめ方が今のところ出されています。私としてはこれを1つにまとめることを前提に話をしたいと思っています。この分科会として共生・地域づくりの今後のあり方をどのようにまとめるのか。分科会としては「こういう問題を今後取り組んでいく必要があるのではないか」という市民サイドの意見をまとめる役割を持っていますので、1つにまとめる方向で議論を進めていきたいと思っています。これについて意見があれば出してください。

伊藤副会長 1つにまとめる場合は、いつどこでどなたがされるんですか。

杉岡会長 1つにまとめるのは決して特定の人に任せるのではなくて、私と事務局と副会長が協力をして1つにまとめる案を出して、それをさらに委員で議論するということです。

伊藤副会長 分科会でもう一度やるんですか。

杉岡会長 最終的に確認できるような形にはしたいと思います。

事務局(企画部長) 皆さんがそういうご意向であれば、もう一度分科会を開いていただくことは事務局としてはかまいません。

杉岡会長 どちらにしてもこのままで終わって、この分科会の結論が出たというレベルの段階ではないわけです。それで、皆さんのご意見をおうかがいしたいのですが、私としては分科会の報告を1つに分科会報告としてまとめる方向を考えたいと思います。今の2つの案を1つにまとめるような考え方を模索するということです。

燕委員 大体こうまとめていくというお考えを教えていただけるとまとまりやすいと思いますが。

杉岡会長 今まで2つの案についていろいろ議論をしてきましたが、私たちが話し合った内容をどのようにまとめるかというところの表の作り方が違うわけです。その表の作り方の違いにしても、まったく違うことをそれぞれ言っていて全然相容れないというようなレベルではないわけです。あちこちに似たようなことをそれぞれが言っています。

中には違うとも言っていますが。

燕委員 どちらの表の形態になっていきそうですか。私としては伊藤先生の資料で考えてきたので、杉岡先生の資料に今までやってきたことを入れるというときには少し見えない気がします。逆に杉岡先生の考えられた案がこちらに入れていけるのかということもわからないので、これはまとまるんでしょうか。

伊藤副会長 私もイメージしにくいです。

岩田委員 さきほど伊藤先生がおっしゃってくださった全体会議の中の一分科会だということ、一目でわかるようにということを考えてかなり抽象度が高いですが、杉岡先生の1枚目の図の具体的な取り組みの4本柱はわかりやすいと思います。共同学童保育なりつばさクラブのことを考えても、共生のほうに置いたらいいのか、子育て支援なのかと悩みました。そういうものができるといいとは思いますが、それは共生の枠で提言したらいいのか、子育て支援か。でも障がい者も高齢者も本当は柴川さんのところみたいにしたらいいとも思われます。となったときにこの「柱となる具体的な取り組み」があることで、先ほど、横のつながりは流れるけれど縦の流れの部分が流れにくいと言いましたが、逆にこういったことも見やすいのかなと思いました。

あとは杉岡先生の資料と伊藤先生の資料の表があり、文章があり、それをどうまとめるのかだと思います。ただ、気になっているのは、今日お休みされている黒田さんのおっしゃっている町内会というのは地域にとってすごく大事な部分で、そこが落ちているということです。黒田さんの意見は一目でわかるところに入ってきません。

伊藤副会長 黒田さんが一番おっしゃっていたのは、「行政頼みの活動ではない」ということだと思います。もう一つ「知ってもらおう努力が必要だ」ということを再三おっしゃっていたと思うので、最初の、市民の活動は多様で評価が必要であるというあたりでは、実は黒田さんがおっしゃったことが随分下敷きにはなっていると思います。

ただ町内会という言葉は市の素案の方に出てきます。前回お話したように市の素案に対して、市民意見は狭いんです。たしか、基本目標の中の現状と課題のところにも町内会加入率ということが出ていますし、それから最後の数値目標の中にも出てきた気がするのです。その意味では市の素案が広く浅く触れている中で市民意見はやはり「重点的にこのところを強調して」ということがあってもいいのかなとは思いますが。

私は前回の結論と同じように全体会議に分科会から出す時点では両方出すべきだと思います。例えば文化・人づくりはこの形で出てくるわけですね。そうしますと、私はおそらくこの4つから出てきたもので結論的に何か言うという方向にはなりにくいのではないかと思います。そういう意味では、この分科会で2つの案が出てきたことはとてもいいことだと思います。それだけ議論が盛り上がったということですし、ここまで私たちは分科会の中で議論を深めたのだということは全体会議に出していただいて、その上で「一つの分科会で2つは困るから一本化してください」といわれたときに一本化の作業をすればいいと思います。

杉岡会長 柴川さんいかがですか。

柴川委員 今、伊藤先生がおっしゃったようなことが可能であればそれば一番いいと思います。やはり1つにまとめなければいけないのでしょうか。

杉岡会長 それがいいかどうかは自分たちで決めることです。だから2つ出すという考え方にこのメンバーの合意がなされるのであれば2つ出すということはありません。ただ、私が言っているのは別々のことを言っているのではなくてそれぞれ関わりのある話をしているので、これを1つにまとめなければ分科会として共生・地域づくりの中ではどんな意見をどういう風に申し上げていくかということがわからないのではないかと思います。

燕委員 伊藤先生のほうが少し字数が多いんです。杉岡先生にお聞きしたいんですが、杉岡先生のおっしゃっていることで伊藤案に足りないものもありますよね。

杉岡会長 組み立てが違うので。

燕委員 組み立ての問題だけですか。

杉岡会長 組み立てが違うのでないものは当然あります。

燕委員 杉岡先生の案にないものは伊藤先生の案に入れて違う切り口でまとめたものを作るのであれば、「今回まちづくり市民会議が各分科会に分かれたが、共生も環境も共通ではないか」と、そういう切り口で杉岡先生がまとめてくれるとそれはそれですごく見やすくてそういう意味で合わせるのは賛成なんです。杉岡案では言っていて、伊藤案では言っていないものをまとめるというのはいかがなものでしょうか。伊藤先生の細かい分を違う切り口で大きくまとめるということであれば、見方が違うだけです。それは2種類出てもいいと思います。2種類出てもそれは2種類と思えないですよ。違う切り口でまとめるということですから。

杉岡会長 2つですか。

燕委員 2種類出ても良いともいます。2種類でてでもそれは2種類と思えないですよ。違う切り口でまとめるということですから。

岩田委員 杉岡先生の資料 と伊藤先生と杉岡先生の資料 のレベルが、資料 同士は具体的な事を書いている部分があって、杉岡先生の資料 のほうは少しアイデアというか概念というか、ロジックの部分で書いてあるので、資料 の部分のところをどちらかにまとめてはどうでしょうか。資料 のところはさすがに2つの表を出す必要はないのかなと思います。私としては杉岡先生の資料 がわかりやすいと思います。

伊藤副会長 資料 は、似てるようで違います。

杉岡会長 私の資料 と伊藤委員の資料 は中身が全然違うので、同じように比較することではありません。つまり、これは具体的にどういうことについて触れたかということになります。私の整理の仕方は個別に具体的な発言があったものについては詳細な記録として当然載せなければいけない、それをまとめた形でどんな主張をしていくのか、この分科会での主張のポイントをどうやって絞ったらいいのかということ。です。

ポイントがコンパクトに絞られていかないと、先ほど伊藤さんも言われたように、煩雑になってしまったのでは何を強調しているのかよくわからないということは当然出てくるわけです。

文化・人づくり分科会も含むほかの分科会ではイメージ的にはこういう柱を立てて、これを具体的に文章化するときには肉付けをしてこのままではないと思います。

事務局(調整課調整担当係長) これはあくまでも昨日開かれた文化・人づくり分科会で、今まで各委員の皆さんがいろいろなご意見を出されたものを、ある程度集約していったんこの表にまとめたというものです。今、会長がおっしゃったようにこのまま全体会議に報告するというのではなく、これをある程度ベースにしながらか報告案を作っていくという形です。特に分科会での重点的な取り組みという部分では、この表には3つの列がありますが、真ん中の列の「重点的に取り組む施策」という部分が右側にある各委員から出された「具体的な取り組み」を踏まえて整理されています。ビジョン編に向けての分科会としての取り組むべき方向性については真ん中の欄を中心に、ただ、各委員から出された具体的な意見もわかるように右側の取り組みに向けての意見という形も併せて分科会から全体会議のほうにお示ししていくようなことがいいのではないかとということで、昨日の文化・人づくり分科会の中では、まずはこの枠組みの中で分科会報告案を考えていきたいと思いますということでした。

岩田委員 「課題の認識」「重点的に取り組む施策」「具体的な取り組みに向けての意見」というこの上の3つはどこから出たまとめ方ですか。それはこの文化・人づくりの委員の誰かから出てきたのでしょうか。

事務局(調整課調整担当係長) これはある程度事務局側の方で、今までの各委員の意見、議論を踏まえてそれを整理するとおおよそこのようなくくりでお示しするのがわかりやすいのではないかとということでお示したものです。

岩田委員 この表をつくるところからやっていくというのは、この分科会のオリジナリティだと思いますが、他の分科会も何となく重点施策、具体的な意見というような表ができそうだと思います。いいのでしょうか。

事務局(調整課調整担当係長) 経済・雇用分科会はまだ先ですが、昨日開催された環境・都市機能分科会では、今までの委員の方からいただいた意見をもとに重点的に取り組むべき施策ということでまとめ、その他のもっと細かい各委員の意見も、それはそれでわかるような形でまとめていってはいいいのではないかと方向になっています。

杉岡会長 私のまとめ方と、伊藤さんが整理をしたものの根本的な違いは施策の表現の仕方あたりが違っているわけです。これを分科会としてどう扱うかという議論は当然出てくると思います。共生・地域づくりの分科会として、地域の中で今後どういうことを考えて進めなければいけないのかということが最初に出てくるので、施策の個別的な補助制度や運営の原則あるいは支援制度等については表記の仕方をどうするのかということはありませんが、具体的に委員から出た発言の骨子についての補足のよう形で他の分科

会がもしこういう3つの柱でまとめられていくとすると、3つの柱の妥当性がもしあるとすれば、私のまとめ方でもなく伊藤さんのまとめ方でもない形で整理をしてみるということもありえると思います。

伊藤副会長 その点についてですが、これはやっぱり重点的に取り組む施策ですよ。上から見てみますと学校運営、PTA、地域、企業の積極的参加、社員の家庭や地域を大事にする企業の育成、主体性や自立意識もしっかりと育てていく。このゾーンです。文化・人づくり分科会の議論を見せていただいても、この分科会は非常に意見が多様に出ているのでそれをまとめるとこうなるのかと思いますが、分科会も4つに並んではいても扱うテーマの大きさはかなり違うと思います。それで、前回の全体会議のときにそれぞれの分科会のまとめ方で、統一性ということには必ずしもこだわることはないというご意見をいただいていると思いますので、もちろん他がどういうまとめ方をしているかということを見ることは大変参考にはなりますが、やはりこの分科会はこれまでしてきた議論の経過とかけてきた手間ひまを大切にすることによってよろしいのではないかと思います。

1つにすることはやぶさかではありませんが、全体会議で1つにまとめてくださいというお話があったときにまとめてもいいのではないかと思います。また、必ずしもこの3項目に沿う必要はないのではないのかと思います。

杉岡会長 3項目に沿う必要はありませんが、基本的には1つにまとめるときには施策の取り扱いについての部分が一番大きな問題になるのではないかと思います。

もしここに参加されている方で、一本化と並列という部分に対する考え方について、何かご意見があれば、コメントしていただいた方が当事者よりは意見をいろいろ聞いておられる方のほうがどうなのかということです。もしどなたかおられれば、要するにまとめ方の原則というか考え方についてコメントしていただければいいかなと思います。

事務局（企画部長） 単純化して申し訳ありませんが、伊藤先生の資料 はどちらかという市の素案に沿った形でまとめていただいていると感じられます。素案に足りない部分を補足していただいているということで、「市の素案に対する意見」として捉えることができないものかと思います。

一方、杉岡先生の資料 は違った視点からまとめた案です。

私どもとしては、今後3年間で重点的に取り組むべき事柄というのが一つ、それと素案に対する意見、この二つの柱でご提案をいただければと思っております、伊藤先生の資料 と、杉岡先生の資料 を柱で何かそういった形にならないものかと思います。仮に次回の全体会議に2本でお出したとしても一本化していただだけませんかとなることが見えているような気がしますので、今のうちに一本化していただいた方がよろしいのではないかと思います。

杉岡会長 私の考えでは、それぞれもっともな理由があってお互いになかなか相容れないというのは、海外の審議会などでレポートが並立で出されることもあるので、説得の

ある理由で違う意見が展開されて、それを議会で議論するというのも当然あると思います。

ただ、私たちの問題はこれからの市民生活を考えていく上で、共生・地域づくりを市民の立場になってどんなことが必要なのかということをつ分科会で話し合ってもらおうということで、異質な話し合いをしているわけではないんです。

なので、1つにまとめられるような工夫をして、分科会をもう一回やるのか、あるいはまとめたものを皆さんに見てもらってコメントをもらい、実際にうまくまとまりそうであればそれを活かしていくということにしたいと思います。

伊藤副会長 今回の事務局の提案に対しての杉岡会長の意見はありますか。

杉岡会長 つまり一本化ということですか。

伊藤副会長 杉岡会長資料の に私の資料の をつけるというのが具体的なお提案だと思うんですが。それに対してご意見はありますか。

杉岡会長 それは組み立て方が先ほど指摘なされたように、問題点に対する具体的な方策ということで絞られている。私のまとめたやつは、ほとんどここの委員が議論をして必須のものじゃないかというものを4つの柱にまとめたので、このなかでできるだけ伊藤さんのほうで整理されたものを組み込めるような整理ができれば、柱となる具体的な取り組みについての異論はないんじゃないかというように思います。

伊藤副会長 この にこの をつける。つまり に対応させて を書き分けるということはこれは素案に沿ってますのでせずに、この にこの がくるだけ、そういうことですね。それでできると思いますという。そういうご意見ですね。

杉岡会長 そうです。私はAとBという違う案がまとまりましたということでは出したくない、それは分科会としてはあまりなじまないのではないかという考え方を3回目の終わりのところで出しましたが意見が割れてしまいました。それで一度皆さんの感触をお伺いした上で、判断を共有したいと思いますが。

岩田委員 その形でまとめられるのであれば、全体会議で分けて出すということにしないでいいと思います。まとめることができるとしたら、そのほうがよりいいだろうと思います。

燕委員 私は杉岡先生の資料は具体的な意見が伊藤先生の案と比べるとないと思います。それと取り組みに向けての意見の矢印のところはまだ検討する余地が残ると思います。やはり先ほど言ったように杉岡先生の考えているところを伊藤案に入れ込んでもらって、それを杉岡先生のような切り口でまとめる、伊藤先生の資料を資料としてつけるのであれば納得できます。やはり私の思っていることは伊藤先生の資料でストンと落ちるんです。でも、杉岡先生の切り口もすごく見やすくいいと思います。だからどちらともいえないんです。

伊藤副会長 私も私の を、今ご意見いただいたようなこと、あるいはこれからでも同じ方向性でご意見いただいたようなことによっては訂正はいたしますが、この基本を崩

さないで杉岡先生の にこの をつけてくださるんでしたら、私もそれは折衷案として非常にいい意見だと思います。

杉岡会長 それでは私の責任で1つにまとめた形でこの分科会の話し合いの結果を整理し、それについて再度皆さんからコメントをもらい修正をしていくことにします。次の全体会議が3月16日ですので、16日までの間に分科会が持てるかどうかは疑問がありますが、少なくとも皆さんに一度目を通していただき、コメントをもらい、多少、あるいは大幅に手を入れた中で完全に分科会の合意としては完了していない形で全体会議には報告させていただく形であれば無理なく整理ができるのではないかと思います。

したがって、第3プランのような形になりますが、私としては、それぞれ重要な指摘をされているのでこれを活かし、コンパクトに活かしきれないところについては、あらゆる議論は全て記録として残されていきますので、誰かの発言が全部なくなってしまうということではなく、基本的には分科会の組み立てはそれぞれの話し合いがある程度は似た形で組み立てられていますので、その中で私たちの分科会らしいまとめができるように工夫したいと思います。作業的にはさまざまな発言を全部整理していかないといけないので、私と副会長と事務局で整理をする中で皆さんにもう一度点検をしていただける時間的な余裕をつくりつつ、16日に備えたいと思います。

黒田委員から私が打診したときにコメントをもらっていますので、ちょっと補足していただけますか。

事務局（調整課調整担当係長） 黒田委員からはお電話をいただきまして、基本的に報告案については、杉岡先生、伊藤先生の案をある程度融合しながら一つの案を作っていたのがひとつではないかというご意見をいただきました。

杉岡会長 それでは一本化を基本として、もう一度整理をしなおしたものを、皆さんのお手元に届けて、修正の機会を設けることにしたいと思います。

5)「市の素案に対する意見の整理(事務局提出資料)」について

杉岡会長 「市の素案に対する意見の整理」ということで前回話し合っていた内容を一覧表のような形で整理していただいたものがあります。それは、抜けているところはどうかということについてのたまかな質疑です。特にこの素案について致命的な問題があれば指摘をしていただいて、それを踏まえる形にします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

6) 分科会報告書の作成について

杉岡会長 事前にまとめたものを会長，副会長，事務局の三者で整理確認した上で、皆さんにもう一度配布して再修正できるような調整をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。全体を通じて何か補足等あれば。

燕委員 今後の予定で、全体会議が2回ありますが、その間に分科会は開かれますか。

杉岡会長 あり得ると思います。つまり暫定的な分科会まとめという感じで全体会議に出します。他の分科会で出てきたものと比較しながらもう少し詰めた方がいいということは当然あり得るので、そういう余地も考慮するという事務局の発言もあったので、第5回目に突入する可能性もあるかと思います。問題は皆さんの出席する日にちが取れるかどうかということです。

3 閉会

杉岡会長 これで第4回目の分科会を終了させていただきたいと思います。皆さんありがとうございました。